

重要な調達についての事前審査（第 2 四半期執行予定分）

○ 取組概要

重要な調達（契約）に関し、予算執行の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性等を確保する観点から、有識者が参画する審査委員会等において事前審査を行う。

重要な調達についての事前審査にあたっては、「予算監視・効率化チーム」は、調達担当局課に設置する審査委員会又は大臣官房会計課に設置する物品・役務等契約監視委員会（公共工事については「入札監視委員会」）に審査事務を委任し、審査結果の報告を受けることとされているが、第 2 四半期執行予定分については 24 件の委任を行った。

以下では、7 月 20 日までに報告を受けた 16 件について審査結果等を取りまとめる。残りの 8 件（別紙 1 の（3）参照）の審査については、今後順次実施し、次回のチーム会合で報告することとする。

1. 審査対象

（1）政策評価体系における各政策目標を構成する経費に含まれる委託費による契約

○審査対象案件 計 4 件

<契約方式別内訳>

契約方式	件数
一般競争契約	1 件
企画競争	2 件
公募	1 件
計	4 件

（2）予定価格が 1 億円（随意契約については 1500 万円）以上の契約

○審査対象案件 計 12 件

<契約方式別内訳>

契約方式	件数
企画競争	12 件
計	12 件

2. 審査結果の概要

事前審査の結果、3 件について以下の指摘事項・改善点等があった。

（詳細は別紙 1 のとおり）

○主な指摘事項

- （1）応募者の企画提案書の記載内容として事業の効果に関する観点を盛り込むべき 【No. 2】
- （2）契約相手方における事業の評価方法を明確にするべき 【No. 3】
- （3）契約相手方が提示する経費の妥当性について委託元にて厳正に精査するべき 【No. 11】

※その他、指摘事項・改善点等なし 13 件

3. 予算監視・効率化推進グループの意見

文化庁が実施する新進芸術家育成公演等事業及び文化庁芸術祭主催公演事業については、企画競争参加要件が緩和されているにも関わらず、結果として1者の応札となっているため、参加要件のほか、公募時期や事業実施方法等を含め、今後更に見直し、競争性を高めること。